

平成18年度第2回市史編さん審議会会議録

- 1 日時 平成18年7月7日(金)
午後2時から午後4時まで
- 2 場所 中央図書館会議室
- 3 出席者等
審議会委員
栗山秀純会長 堀部昭夫副会長 家山和夫委員
小川浩委員 青木更吉委員 山田友治委員
松本好夫委員
(欠席: 下津谷達男委員 鈴木仲秋委員 村田一二委員)
事務局
鶴田生涯学習部長 鈴木博物館長
川根博物館次長 横尾副主査
傍聴者 なし
- 4 議題等
(1) 平成18年度市史編さん事業(中間)報告について
(2) 流山市史の刊行に係る編集体制について
(3) 流山市史編さんに係る指針(案)について

5 議事要旨

(事務局)

只今より、市史編さん審議会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、会長からご挨拶を賜りたいと存じます。会長よろしくお願ひします。

(議長)

本日は大変暑い中、また時期的にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は10名の委員様方のうち3名がご多用でご欠席でございます。審議会としては前回諮問を受けているところでございますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、議題に入りたいと思いますが、進行は会長にお願ひいたします。

(議長)

議題(1)平成18年度市史編さん事業(中間)報告について事務局から説明を願ひます。

(事務局)

- ・古文書講座実施状況について
- ・資料収集保管等について
- ・市史等刊行準備について 資料に基づき説明

(議長)

只今の報告に何かご指摘等がありますでしょうか。

(委員)

「近世地方文書に見る流山」ですが、発刊予定年度はいつでしょうか。

(事務局)

次期5ヵ年計画での位置付けを考えておりますので平成22年以降の刊行を予定しております。

(議長)

これは、新しい企画として準備を進めているのですよね。

その他特に無いようですので、議題1については報告の通り、進めていただく事です承といたします。

それでは、議題(2)流山市史の刊行に係る編集体制について、事務局から説明いただけますか。

(事務局)

議題2につきましては、前回審議の中の意見を資料添付させていただいております。なお、本日欠席されております委員様方より、事前にご意見を賜っておりますのでそちらもお配りさせていただいておりますので、読み上げさせていただきます。

・前回全員が発言したとおり、校正を執筆者に送り了解を得なかったのはミス。事務局が担当者1人に依存しすぎた。博物館全体で市史編さん体制が機能していなかった。

それにしても、苦情を述べた執筆者は、ご自分の原稿読み合わせには出席しており、その際、削除・訂正は了解していたのではないか。しかし、その後、それ以上の変更があったということか。

事務局に担当者を置くのは当然だが、原則として原稿作成については「黒子」に徹することにとどめ、執筆者の要望を受けての助言にとどめる。むしろ、史料(市内)の探索、図面、表などの作成・提供にとどめるべきであろう。

担当者は複数とし、個人の独走は不可。執筆者会議、原稿読み合わせは必要であり、監修者も依頼する必要がある。

・執筆者が記述した内容を変更する場合は多いはずだが、それをどう扱うかである。公の場合は思想的に中立でなければならないが、左・右に片寄る原稿があった場合を考えると、執筆要綱に具体的に盛り込む必要があると思う。とお二方のご意見をいただいております。

(議長)

お二人の先生のご意見が紹介されました。議題3にも係るかとは思いますが、ご意見ありましたらお願いします。

(委員)

監査請求が棄却されたというのは今後どうなるのでしょうか。もう、今後はこの件は繰り返されないのでしょうか。それとも、更に訴訟等に発展するのでしょうか。

(事務局)

次に住民訴訟が考えられますけど、5月26日に監査結果があり、通知から30日以内に訴訟を起こす事になっておりますが、今のところそのような話は聞いておりません。今回の監査請求は、財務会計上の問題ですので、刊行物の内容には触れておりません。

(委員)

わかりました。

(議長)

簡単に言えば、監査請求は棄却されましたけど、通史編の執筆者のご意見は解決していないとの事です。

監査委員からもご指摘がございますので、審議会で整理するのが課題となっております。

(事務局)

ご指摘をいただいた執筆者とは今後も話し合いを続けてまいります。現在、通史は供用停止依頼中でございますので、それについては現在も継続中でございます。

(委員)

現在、執筆者とはどのような話になっているのでしょうか。監査棄却で終わっているのでしょうか。それとも、何か他の手段で原稿を公表したいとかの話はあるのでしょうか。

(事務局)

執筆者の方とは自宅を訪ねる等して何回かお会いしております。市との関係は断ち切りたくないとお考えを聞いています。できれば、再版に代わる手段でご自分の原稿を公表したいとお考えもお持ちのようです。これからも時間をかけて話し合いをしていかないと明確にはなりません。折衷案であります正誤表を作ったとしても、費用がかかりますので監査の対象になりかねません。どれだけ、執筆者の方の意を汲んだ対応ができるか検討が必要な状況です。

(議長)

積極的に執筆者の方とお会いして意向を伺っているとの事です。その結果は次の段階になるかと思いますが、一番の問題は公費で刊行したものが供用停止状態にあるのをどう解消していくかであると思えます。その他ございますか。議題2については、問題は継続しておりますが、対話を進めていただいて、議題3流山市史編さんに係る指針(案)について入りたいと思えます。

こちらについても、欠席委員から事前にご意見を賜っております。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・流山市史編さんに係る指針(案)を読み上げ

1 はじめに

市史編さん事業は、本市の歴史を広く市内外に知らしめるとともに、次の世代に伝えていくために必要な事業である。

これまで流山市史の刊行にあっては、事務局に所属する職員が原稿を執筆する場合と、市民等からの投稿原稿による場合、及び市と執筆委託契約を締結した執筆者が原稿執筆する場合とがあった。そして、これらの執筆原稿を基にした最終的な編集を事務局が行い、流山市教育委員会が刊行してきたところである。

しかし、編集体制における事務局と執筆者との役割関係が明確にされていなかったため、時として円滑な刊行がなされない状況も見られた。

このような状態を改め、今後の流山市史の刊行に当たっては、共通理解を基本にした作成を目指すため、これまでの反省を踏まえた上で、この指針を制定するものである。

2 流山市史編さんの意義

流山市史は、流山の歴史を振り返るなかで、郷土の理解を深めることによって、先人が築き、守り育んできた歴史と文化を尊重する心を涵養するとともに、市民生活の豊かな発展と、流山を全国に向けて発信するための大きな手段となるものである。

3 市史編さんの目的と刊行物

(1) 目的

流山市史は、流山市内の記述にとどまらず、日本史の中で流山を特徴づける内容として浮かび上がらせる。また、客観的な視点に立った、学問的に高い水準の市史とし、市民が手にとって分かりやすく、親しみやすいものとする。

(2) 刊行物

流山市史関係図書は、市内等に残された資史料を収録した『流山市史資料編』(13冊)、これを基礎資料として流山の歴史を総合的に時系列に沿って叙述した『流山市史通史編』、研究成果を発表する場としての『流山市史研究』(19冊)、入門書としての『流山のむかし』が既に刊行済で、今後の刊行計画としては、『流山市史年鑑』がある。

4 市史編さんに係る組織及び管理体制

(1) 組織

市史等の刊行は、次に掲げる者がこれに当たる。

ア 市史編さん審議会

教育委員会の附属機関として条例により設置され、市史編さんの基本的事項について調査審議を行い、教育委員会に答申し、又は建議する。

イ 執筆者会議

執筆者会議は、必要に応じて設置するものとする。市史等の執筆者と複数の事務局職員で構成し、市史等の執筆原稿の内容を確認するとともに、編集に当たる。

また、刊行物の内容により適宜、監修者を置くことができる。

なお、会議の運営は別に定める流山市史編さん執筆者会議運営要綱によるものとする。

ウ 執筆者

執筆者とは、事務局に所属する職員が原稿を執筆する場合の職員、市民等からの投稿原稿による場合の投稿者、市との執筆委託契約による原稿の執筆者をいう。執筆者は事務局から提示された基本的構成に基づいて執筆し、作成した原稿を事務局に提出する。

また、事務局から編集を行うに当たって、協力要請があった場合は、これに応じるものとする。

エ 事務局

市史等の刊行における事務局は博物館とし、事務局長は博物館長がこれに当たる。事務局は、刊行計画、具体的刊行物の基本的事項を策定し、市史編さん審議会に意見を求める。

また、重要事項については市史編さん審議会へ諮問し、その答申を

尊重しながら決定する。

(2) 管理体制

事務局職員は、市史等の刊行計画、原稿内容及び編集・刊行に至る過程を市史編さんに係る組織の全てが共通認識できるよう、組織内の連絡、報告を密にし、また、次の点に留意して記録を管理する。

ア 市史編さん審議会で審議された事項は全て会議録として管理し、審議会長の決裁を得て5年間保存とする。原則として会議録は公開とする。

イ 執筆者会議で協議された事項は全て会議録として管理し、事務局長及び会議の代表者の決裁を得るものとし、刊行から5年間保存とする。

また、会議録はその都度、市史編さん審議会へ提出し、必要に応じて開示する。

ウ 執筆者会議において原稿を編集・校正した箇所は、事務局において速やかに浄書して執筆者に渡すものとする。

また、最終原稿については、執筆者会議の全員の確認を得るものとする。

5 市史編さんに係る執筆原稿の著作権の帰属

流山市教育委員会に提出された市史編さんに係る原稿のうち、執筆委託契約による原稿の著作権は当該教育委員会に帰属する。ただし、執筆者と事務局により協議し合意があったときはこの限りでない。

6 本指針の適用

本指針は、平成18年度以降に刊行を計画している流山市史に係る刊行物から適用とする。

【各委員による指摘・助言にて以下に整理される。】

* 市史研究は別規定を設けること

流山市史編さんに係る指針（案）

1 流山市史編さんの意義

流山市史は、流山の歴史を明らかにし、郷土の理解を深めることによって、先人が築き、守り育んできた歴史と文化を尊重する心を涵養するとともに、市民生活の豊かな発展と、流山を全国に向けて発信するための重要な手段となるものである。

2 市史編さんの目的と刊行物

(1) 目的

流山市史は、流山市内の記述にとどまらず、日本の歴史や文化の中に流山を位置付けることにより、具体的な流山の歴史を明らかにする内容とする。そして、市民にとって有意義なものとなるよう、客観的な視点に立った学問的に高い水準の市史とし、手にとって分かりやすく親しみやすいものとする。

(2) 刊行物

流山市史はこれまで、市内等に残された資史料を収録した『流山市史資料編』13冊、これを基礎資料として流山の歴史を総合的に時系

列に沿って叙述した『流山市史通史編』及び『流山市史通史編』を刊行してきた。今後は、市民の学習意欲に応えるための市史を刊行していく。

3 市史編さんに係る組織及び管理体制

(1) 組織

市史の刊行は、次に掲げる者がこれに当たる。

ア 流山市史編さん審議会委員

流山市史編さん審議会（以下「市史編さん審議会」という。）は、教育委員会の附属機関として条例により設置され、市史編さんの基本的事項について調査審議を行い、教育委員会に答申し、又は建議する。

イ 流山市史編さん執筆者会議委員

流山市史編さん執筆者会議（以下「市史編さん執筆者会議」という。）は、市史の監修者・執筆者及び事務局職員で構成し、設置するものとする。市史の執筆原稿の内容を確認するとともに、編集に当たる。

なお、会議の運営は別に定める「流山市史編さん執筆者会議運営要綱」によるものとする。

ウ 監修者

市史の刊行に当たっては、監修者を置く。監修者は、執筆者に対し、市史に関する執筆の指導及び助言を行い、市史の監修に当たる。

エ 執筆者

執筆者とは、市との執筆委託契約による原稿の執筆者、館長が認める市の職員をいう。執筆者は事務局から提示された基本的構成に基づいて執筆し、作成した原稿を事務局に提出する。

オ 事務局の職員

市史の刊行における事務局は博物館とし、事務局長は博物館長がこれに当たる。事務局職員は、刊行計画、具体的刊行物の基本的事項を策定し、市史編さん審議会に意見を求める。

また、重要事項については市史編さん審議会へ諮問し、その答申を尊重しながら決定する。

市史編さん審議会及び市史編さん執筆者会議の会議録は作成・保存し、原則として公開とする。ただし、個人情報加わる場合はこの限りでない。

4 その他の刊行物

『流山市史研究』の刊行については、別に定める「流山市史研究編集基準」及び「流山市史研究投稿基準」によるものとする。

5 本指針の適用

本指針は、平成18年度以降に刊行を計画している流山市史の刊行物から適用する。

(議長)

いろいろなご意見をいただきましたが、議題3については指針については市史研究と分けて考えて整理していただくという事でございます。その他総括的なご意見が無ければ議題を離れてその他何かございますか。

(事務局)

今年度の審議会は3回を予定させていただいておりますが、3回目諮問に対する答申をお願いする予定でございますが、期日は10月若しくは11月に委員の皆様全員のご都合を調整して決定させていただきたいと存じます。